

# 豊島区広報

No 93.

昭和 32. 7. 25.

東京都豊島区役所



夏 が 来 た

(区民プールで)

## 目次

夏の健康は区民プールで.....	一頁
住民の政治は住民の手で地方自治の確立に意見書二頁	二頁
夏期衛生の普及巡回映画会.....	二頁
生活のむだを省こう食生活改善講習会.....	二頁
十万円までの商工融資商工相談もお気楽に.....	三頁
商工振興策に臨店診断実施.....	三頁
住民登録の実態調査.....	三頁
七月分米穀の配給.....	三頁
緑蔭子供会山の家開設.....	三頁
小中学校夏期施設の実施.....	四頁
社会を明るくする運動区民の集い.....	四頁
都税の納期お忘れなく.....	四頁
叩けば開かれる常用化えの門.....	四頁

## 夏の健康は

### 区民プールで

夏が来た!! 暑い日も、ふいても、流れおちて来る玉の汗こんなどき、夏の醍醐味を満喫させてくれるもの、それは滴々とたえられた水に、しぶきをあげてクローリングにプレストに水をかき手足を伸ばすひととき!!

さあ!! みなさん。おなじみの区民プールがひらかれております。どうぞ御利用下さい。

#### 一、場所

西薬鴨二ノ二二二二  
向原電停際

#### 記

- 一、期間  
七月一日～九月十日
- 一、使用時間  
第一回午前九時～十一時  
第二回十一時三〇分～一時三〇分  
第三回午後二時～四時  
第四回四時三〇分～六時三〇分  
第五回七時～九時
- 一、料金一回二〇円  
一一枚綴二〇〇円の回数券もあります。

# 住民の政治は住民の手で 地方自治の確立に意見書

現行の「特別区制」を改変せんとする意図の下に設けられた都知事の諮問機関である「都制調査会」においては近く答申案を作成するため審議を急いでいるとの事である。これに対し五月二十八日、二十三区の区長、議長連名で「特別区の組織及び運営に関する意見書」が自治庁長官、都知事、並びに都議会議長に提出された。

尙これと共に区議会ではこの対策と活動について六月十八日、自治権拡充特別委員会を開き協議した結果、意見書を提出する方針となり、委員中起草委員が挙げられた。

「二十五日意見書の原案を作成、  
「二十八日意見書の原案について自治権拡充特別委員会を再開  
七月三日更に自治権拡充特別委員会を開き同日の議員総会に之を提案し次の意見書を決定それぞれ関係方面へ提出した。

## 「意見書」

地方自治法に従って特別区が発足してから既に十年の年月を経て特別区制に対する住民の理解が深まり自治意識は向上しつつあります。このときに当って都制調査会(昭和三十一年一月都条例第四号の規定により設置)が特別区のある方について再検討されている由であります。私も豊島区議会は住民の福祉と利便を増進するため、健全に芽生えつつあるところの住民の自治意識を正しく発展させ真の都区一体性に基く民主主義的な近代政治を確立させるためには当面次に述べる諸点について充分に討議の上実行に移

- 一、大都市行政の一体性は住民自治の上にこそ正しく確立されるものであります。今日区民は区役所、福祉事務所、保健所、清掃事務所、税務事務所などは全て特別区において管理しているものと思っておりますが実際はこれ等は個々ばらばらに都の直接管理下にあるため用件が一カ所で済まないため非常に不便を受けております。これら住民の日常生活に直結している事務はすべて特別区の事務事業として住民の意思の反映を計り、住民の身近な政治は住民自らが行うという態勢をとることが住民の利益であり又近代政治の原則であります。このような住民自治の上に立って総合的な大都市行政を行うことが都政の円滑な施行と運営を保障するものであり正しい都区一体性を確立し都政の有機的な結合を強化する根源であります。議員は住民の直接選挙によりその定数は現行制度によるものとする。
- 二、代表者が多いほど窓口が広くなり住民の意思が政治に反映できるものであり特別区の政治を住民の理解と監視の下に置くことができるものであります。
- 三、区長は住民の直接選挙により選出するものとする  
東京都二十三区の住民のみが他の市町村の住民と比較して基礎的の地方自治体の長を選挙する権利が奪われている状態は憲法の精神にそむくものであります。
- 四、ここに述べたものの外、都区相互間の組織及び運営上の意見については去る五月二十八日付の二十三区特別区長会、同議長会連名による意見書を参考として適切妥当な解決を期待します。なお国に於ても地方制度調査会が設けられその審議が進捗している由であります。本文に述べた原則は同時に国に於ても適用されるべきものと考えます。豊島区議会は特に議員総会を開き全員一致をもってこの結論に到達しました格別の御配慮を賜りたくお願いいたします。  
昭和三十三年七月三日  
豊島区議会議長 四海民蔵

## 夏期衛生の普及 巡回映画会

夏の病気が蚊や蠅によって多く媒介される事は皆様よく御存知のことと思えます。そこで本区では常に蚊や蠅の撲滅により住み良い豊島区の建設に意を注いでいるのであります。唯今も夏期衛生強調運動を展開しており、これの成果も区民みな様の御協力によ

## 生活のむだは省こう 食生活改善講習会

神武以来の好景気という言葉もいつの間にかどこへやらという所!!やばり自分達の生活は自分達の手で豊に明るくして行かなければならないようです。

それには今までの生活様式や慣習に再検討を加えて生活からむだを省いて生活の合理化と科学化が必要なことと思われまふ。そこで本区では昨年より都と共催でこれらの促進のため私達の日常生活に必要な食生活、衣生活、子供の娯、家庭生活の合理化等についての講習会を開催その啓蒙普及に役立て来たのであります。

一、七月二十五日  
食生活の合理化  
(実習中心に講義)  
栄養知識と調理法  
池袋三丁目  
白百合婦人会

## 蚊のいない町 巡回映画会

開催日	開催場所
7月5日	駒込中学校
8日	清和小学校
9日	時習小学第2校
10日	池袋大明中学校
11日	道和田小学校
15日	日出小学校
16日	高田小学校
17日	目白小学校
18日	高南小学校
19日	富士見台小学校
22日	長崎町小学校
23日	椎名町小学校
24日	8丁目北公園小学校
25日	千早小学校
26日	大成小学校
29日	千川中学校
30日	高松小学校



# 十万円までの商工融資

## 商工相談もお気軽に

最近の金融界における激しい情勢の変化は区内で中小企業に専念される方々にもその余波は波及し何にかとその面で困難な事と思われませんが、このときにこそ本区商工融資金制度の御利用をお奨めいたします。当区この制度は昭和二十八年八月以来実施され中小企業金融施策の一つとして絶えず運営方法を改善して商工業者の皆様の利便のため努力して参りましたがその結果が今般の各種金利が上りつつあるときも当融資金は安

### 商工振興策に

### 臨店診断実施

商工振興策の一助として毎年行われ本年もその第三回を数える、顧客誘致、宣伝、陳列店舗の構造等商店経営上の諸問題についての臨店診断が次のように実施されました。

臨店診断の結果については受診店舗に通知いたすと共に二カ月後更に診断成果の再研究をする予定になっております。

一、実施期日 六月二十四、二十五日

一、受診店舗 池袋坂下通り進商會 七店舗  
七店舗  
泉鴨商業協同組合 六店舗

### 住民登録の実態調査

#### 区民皆様の御協力を

住民登録実態調査 区役所では、毎年一回区内全域にわたり、住民の実態と住民票とを一致させるため実態調査を行っており、住民登録法が施行されてから住民は必ず住所地の区役所に登録しなければなりません。区民の皆様は、住民登録をすることによって豊島区が証明されることが、選挙、入学、印鑑証明居住証明等に利用することが出来るのです。

本年は八月二日から九月六日までの間に調査を行いますので、調査員が訪問いたしますから御協力をお願いいたします。また常時不在の方は居住者の氏名がわかるように隣家等に依頼するようお願いいたします。

転入、転居等住所に異動があったとき、また住民票に記載した事項に変更があったときは十四日以内に届出をしなければならぬことになっておりますから、まだ届出の済んでいない方がありましたら至急管轄出張所へ届出下さい。届出が遅れますと過料に処せられることがありますから御注意下さい。

なお、各出張所管内の調査日程は次の通りです。

出張所別調査期間
第一出張所 自八月二十一日 至九月六日
第二出張所 自八月二日 至八月二十日
第三出張所 自八月二日 至八月十六日
第四出張所 自八月十七日 至八月二十七日
第五出張所 自八月二十二日 至八月二十九日
第六出張所 自八月二十八日 至九月六日
第七出張所 自八月三十日 至九月六日
第八出張所 自八月二日 至八月十二日
第九出張所 自八月十三日 至八月二十一日

### 七月分米穀の配給

- 一、基本配給
  - 第一回 内地米 四日分
  - うるち米 三日
  - もち米 一日
- 七月三日～七月十五日
  - 第二回 内地米 四日分
  - 七月二十三日～七月三十一日
    - 二、希望配給
      - 内地米 六日分
      - 七月一～七月三十一日
        - 三、準内地米 六日分
        - 七月一～七月三十一日
          - 四、外 米
          - 一人当り五斤以内
          - 七月一日～七月三十一日

### 緑蔭子供会

#### 山の家開設

#### 高山不動に

都座を離れた山紫水明の地古刹高山不動尊常楽院は池袋から約二時間の地点で奥武蔵の自然をそのままに清新で閑寂な山の雰圍気が満喫出来ます。

区内青少年の利用をお待ちしています。

山の家開設要項

- 一、期間 七月二十五日より八月二十八日まで
- 二、場所 埼玉県飯能市大字高山常楽院信徒宿舎
- 三、宿泊 二泊三日を一回とする
- 四、収容人員 一回七〇名
- 五、参加経費
  - ① 宿泊料一泊六〇円(但し食費を除く)
  - ② 交通費 西武鉄道池袋吾野間往復小人一三〇円大人二六〇円
  - 六、開設日割表
    - 第一回七月二十五日～二十七日(満員)
    - 第二回七月二十九日～三十一日
    - 第三回八月二日～四日(満員)
    - 第四回八月六日～八日
    - 第五回八月一〇日～一二日
    - 第六回八月一四日～一六日
    - 第七回八月一八日～二〇日
    - 第八回八月二十二日～二四日
    - 第九回八月二十六日～二八日

### 都税の納期を

#### お忘れなく

今月は、固定資産税(都市計画税)の第二期分の納期になっております。納税者の皆様には、なにかとご出費の多い月かと存じますが、今月の予算には、必ず、固定資産税第二期分も入れておいてください。そしてお忘れなく、七月三十一日までに、お近くの郵便局、銀行または信用金庫などにお払い込みをお願いします。

なお、来る二十二日には、当事務所から宣伝カードで、この納期のお知らせに回ります。東京都豊島区税務事務所

### 昭和32年度

すくすくと伸びて行く児童生徒のよりよい健康と教育に意を注ぐ本区においては夏休みを利用しての夏期施設を次のように実施いたしております。施設と利用学校の状況はつぎのようになります。

記

#### 一、竹岡臨海学園

- 千葉県天羽町竹岡 七月二一日―二四日
- 仰高小学校 七月二四日―二七日
- 駒込小学校 七月二七日―三十日
- 目白小学校 七月三〇日―八月二日
- 池五小学校 八月二日―五日
- 高松小学校 八月五日―八日
- 池一小学校 八月八日―十一日
- 富士見台小学校 七月三〇日―八月二日

#### 一、岩井臨海学園

- 千葉県富山町久枝 七月三〇日―八月二日
- 要町小、清和小 八月二日―八月五日
- 朝日小、池二小 八月五日―八月八日
- 千早小、豊成小 八月八日―八月十一日
- 巢鴨小、西巢鴨小、高南小、大

## 小中学校 夏期施設の実施

- 明小学校 八月八日―八月十一日
- 目白小、大成小 八月八日―八月十一日
  - 千川小、池三小 八月八日―八月十一日
  - 長崎小、文成小 八月八日―八月十一日
  - 日光林間学校 七月二二日―七月二三日
  - 栃木県日光市 七月二二日―七月二三日
  - 千早小学校 七月二二日―七月二三日
  - 豊成小、池一小 七月二二日―七月二三日
  - 池三小、平和小 七月二二日―七月二三日
  - 大明小学校 七月二二日―七月二三日
  - 西巢鴨中、千早中 七月二二日―七月二三日

- 池五小学校 八月一六日―八月一八日
- 池五小学校 八月一八日―八月二〇日
- 富士見台小、高松小学校 八月二〇日―八月二二日
- 稚名町小学校 八月二二日―八月二四日
- 高南小、日出小 八月二二日―八月二四日
- 御岳山林間学校 七月二二日―七月二三日
- 東京都西多摩郡御岳山 七月二二日―七月二三日
- 平和小学校 七月二二日―七月二三日
- 清和小学校 七月二二日―七月二三日

- 仰高小、駒込小 七月三一日―八月二日
- 長崎小、高田小 八月二日―八月四日
- 千川小、大成小 八月四日―八月六日
- 目白小学校 八月六日―八月八日
- 離司谷小要町小 八月八日―八月一〇日
- 清和小大塚台小 八月一〇日―八月一二日
- 巢鴨小、時習小 八月一二日―八月一四日
- 西巢鴨小朝日小 八月一四日―八月一六日
- 池二小、文成小 七月三一日―八月二日

- 西巢小、時習小 七月二四日―七月二六日
- 文成小 七月二四日―七月二六日
- 池五小学校 七月二五―七月二六日
- 離司谷小高南小 七月二六日―七月二八日
- 日出小、池一小 七月二八日―七月三〇日
- 朝日小学校 七月三〇日―八月一日
- 池三小、池二小 七月三一日―八月二日
- 豊成小学校 七月三一日―八月二日
- 富浦臨海学園 七月一九日―七月二三日

- 道和中学校 七月二二日―七月二五日
- 長崎中学校 七月二五日―七月二八日
- 大塚中学校 七月二八日―七月三一日
- 真和中、朝日中 七月三一日―八月三日
- 離司谷中駒込中 七月三一日―八月三日
- 池袋中学校 八月三日―八月六日
- 池袋中学校 八月六日―八月九日
- 第十中学校 八月九日―八月一二日
- 西巢鴨中、千早中 八月一二日―八月一五日
- 高田中学校 八月一五日―八月一八日
- 千川中学校 八月一八日―八月二一日
- 山梨県北巨摩小淵沢町 七月一九日―七月二二日
- 池袋中学校 七月二二日―七月二五日
- 離司谷中学校 七月二五日―七月二八日
- 駒込中学校 七月二八日―七月三一日
- 道和中学校 七月三一日―八月三日
- 高田中学校 八月三日―八月六日
- 西巢鴨中学校 八月六日―八月九日
- 千川中学校 八月九日―八月一二日
- 真和中学校 八月一二日―八月一五日
- 第十中学校 八月一五日―八月一八日
- 池袋職業安定所 八月二二日―八月二四日

千早中学校 八月二四日―八月二七日

長崎中学校 八月二七日―八月三〇日

朝日中学校

戸籍謄本、抄本 手数料の改正

私したちの身分関係が登録されその身分を証明する戸籍の謄本、抄本等は私したち日常生活において時折その必要さに迫られることがあります

一、緑蔭子供会山の家 埼玉県入間郡吾野村 七月二五日―七月二七日 仰高小学校

が、今度この戸籍謄本、抄本の手数料が来る八月一日より改正されることになりました。改正される手数料金は従来「三十円」が「四十円」になります。

### 社会を明るくする運動 区民の集い

私達達の住む社会は常に明るく楽しいものでなければならぬという趣旨のもとに毎年行われている「社会を明るくする運動」の一つとして本区においては本年も「社会を明るくする区民の集い」を次のように実施いたしました。然しこうした運動はこうした催しものだけによって成果は

期せられるものではなく区民皆様の御協力によってのみ明るい社会はつくり出されるのです。手を取り合って仲よく楽しい社会に育てて行きましよう。

一、期日 七月二十五日 午後六時―九時 会場豊島公会堂

一、会場豊島公会堂

### 叩けば開かれる 常用化への門

日雇労働者の常用化につきましては事業所皆様のご協力を頂き、現在まで予想以上の好成績を収めることができました。

日雇労働者のなかには優秀な能力、経験、技術をもつ者も沢山おりますが、日雇常用化の道はかなり険しく、前途に種々の障害が予想されます。

今度も労働省および東京都では、一人でも多く常用に就職できるように事業所の方々にお願いすることになりました。どうぞ日雇労働者の常用化にご協力下さるようお願いいたします。(池袋職業安定所)